十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え十八年以下	年七厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年八厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千九百二十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、特定非営利活動法人日本生態系農業協会が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十六年十月十日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階	東京都江東区亀戸七丁目十番一号Zビル四階

○農林水産省告示第千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　島根県鹿足郡津和野町枕瀬二九の一、二九の四から二九の七まで、三〇の二、三一の三、七八二の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字津留字前瞽荒三一三五、三一三七の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字葛野四三四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町小馬木二〇〇五の九〇、二〇〇六の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町白丸字東山二一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道函館市瀬田来町三八地先・六四六地先・六五一地先・二六四（以上三筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、八三九（国有林）、勇払郡むかわ町穂別和泉三〇の一六・三〇の六九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに函館市役所及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　山形県最上郡最上町大字東法田字大沢山九二八の一三二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十八日

農林水産大臣　西川　公也